

令和2年3月23日

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務への対応等について
お知らせ(その3)**

岡山県土木部

岡山県（土木部所管）の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、工事等の一時中止の取扱いについて、令和2年2月28日及び3月12日にお知らせしていましたが、**取扱いを変更します**ので、お知らせします。

- 1 受注者は、新型コロナウイルス感染症について、**感染拡大防止のため、又は当該感染症の影響により、工事・業務を一時中止したいときは**、発注者（発注機関の監督員等）に対し、**一時中止を希望する期間と一時中止が必要な事情**を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が一時中止の必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。

- 2 一時中止を認める期間

一時中止が必要な事情を踏まえ、必要な期間、一時中止を認めます。

- 3 その他

農林水産部所管の工事及び業務の取扱いについては、決まり次第お知らせします。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483